

令和2年4月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器(ジャンプスターター)に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち冷水筒1件、リチウム電池内蔵充電器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10件
(うち電気工具(ドライバー、充電式)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、電気冷凍庫1件、
シュレッダー1件、電気こたつ1件、空気清浄機(加湿機能付)1件、
電気毛布1件、リモコン(ガス瞬間湯沸器用)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電熱衣類用)1件、
プリンター(複合機)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201900472を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

日動工業株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器（ジャンプスターター）について（管理番号：A202000016）

①事件事象について

事務所で、日動工業株式会社（法人番号：7120001156450）が輸入したリチウム電池内蔵充電器（ジャンプスターター）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、旧型の 12V ケーブルを本体に差し込んだまま充電すると、本体が過充電状態となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016 年（平成 28 年）6 月 6 日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、対象製品について無償部品交換を実施しています。

③対象製品：製品名、型式、販売期間、対象台数

製品名	型式	販売期間	対象台数
メガトン24 （ジャンプスターター）	AS-1224JS AS-1224JS-BOX ※型式の違いは収納 ボックスの有無のみ	2015年10月 ～ 2016年6月	6,999

2016 年（平成 28 年）6 月 6 日からリコール（無償部品交換）を実施
改修率：85.0%（2020 年 4 月 9 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2015 年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020 年度	0	—	2017年度	0	—
2019 年度	1	火災	2016 年度	0	—
2018 年度	1	火災	2015 年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202000016）は含まない。

＜対象製品の外観＞

ジャンプスターター本体



回収対象の旧型ケーブル

回収対象品

バッテリーケーブル



12Vと24V用に分かれている商品が
交換対象となります。

無償配布されるセーフティケーブル

改善品



こちらをお持ちの場合、
交換の必要はありません。
ケーブルは1本で先端に12V用と
24V用のアダプターがつながっています。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

日動工業株式会社

電話番号：072 (803) 6905

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.nichido-ind.co.jp/news/20190821.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
 該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201900472	令和元年8月29日	令和元年9月11日	冷水筒	HC-RSQ141014	イオンリテール株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品に熱湯を注いだところ、当該製品が割れ、熱湯が掛かり火傷を負った。調査の結果、使用者が当該製品に熱湯を入れ、冷めないうちに蓋を閉めたため、容器内圧が上昇し破損に至ったものと推定されるが、取扱説明書及び蓋表面の注意表示「熱湯を入れた場合は、十分に冷めるまで蓋をしない。空気の膨張により、本体が割れて火傷する可能性がある。」のうち、蓋表面に刻印されていた文字が小さく、目立たなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	愛知県	令和元年9月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000016	令和2年3月13日	令和2年4月7日	リチウム電池内蔵充電器	AS-1224JS	日動工業株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、旧型の12Vケーブルを本体に差し込んだまま充電すると、本体が過充電状態となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられる。	大分県	平成28年6月6日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率: 85.0%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000010	令和2年3月17日	令和2年4月6日	電動工具(ドライバー、充電式)	火災	作業場で当該製品にバッテリーを装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202000011)と同一
A202000011	令和2年3月17日	令和2年4月6日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	作業場で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	電動工具(ドライバー、充電式)に関する事故(A202000010)と同一
A202000012	令和2年3月24日	令和2年4月6日	電気冷蔵庫	火災	飲食店で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000013	令和2年3月21日	令和2年4月6日	シュレッダー	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000014	令和2年3月15日	令和2年4月6日	電気こたつ	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	
A202000015	令和2年2月5日	令和2年4月7日	空気清浄機(加湿機能付)	重傷1名	施設で当該製品を使用中、幼児(1歳)が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月27日
A202000017	令和2年3月13日	令和2年4月8日	電気毛布	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	製造から50年以上経過した製品 令和2年3月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000018	令和2年3月4日	令和2年4月8日	リモコン(ガス瞬間湯沸器用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月30日
A202000019	令和2年3月21日	令和2年4月8日	バッテリー(リチウムイオン、電熱衣類用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	令和2年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000020	令和2年3月29日	令和2年4月8日	プリンター(複合機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

冷水筒（管理番号:A201900472）

